

## 平成24年度健全化判断比率等審査意見書

### 第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

平成25年8月2日から平成25年8月22日まで

### 第3 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき市長から提出された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

記

#### ア 遠野市における健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	比較	備考
①実質赤字比率	-	-	-	-	-	
早期健全化基準	13.20	13.14	13.16	13.17	0.01	
②連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	
早期健全化基準	18.20	18.14	18.16	18.17	0.01	
③実質公債費比率	15.3	13.0	11.8	12.0	0.20	
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	0.00	
④将来負担比率	89.4	78.7	82.1	96.7	14.60	
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	0.00	

#### イ 遠野市の公営企業における資金不足比率

(単位：%)

対象会計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	比較	備考
農業集落排水事業特別会計	-	-	-	-	-	令第17条第3号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	
下水道事業特別会計	-	-	-	-	-	令第17条第3号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	
水道事業会計	-	-	-	-	-	令第17条第1号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	

(810\_健全化判断比率 H25)

